

生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 3月15日 2193号 毎月5日、15日、25日発行

# 日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878  
URL:http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認

購読料 1年8,400円  
半年4,200円

## 消費者庁天下り問題

# 元課長補佐 見返りが目的 処分、指導にとどめた疑い

ジャパンライフに天下っていた消費者庁取引対策課の元課長補佐が、全国の消費生活センターなどに寄せられた同社の違反の疑いがある相談件数を少なく報告し、ほとんど相談者への聞き取りをしていなかったことが、民進党への取材で分かった。本来なら行政処分すべき案件を、天下りを要求するために行政指導にとどめさせた疑いが濃厚になった。消費者庁が天下り要求を組織的に隠ぺいしようとしたのではないかと疑念も大きくなるばかりだ。消費者庁は、5カ月近くも天下りの調査をし、違反を認定できなかった理由に、「元課長補佐が在職中に本社トップに面会を求める文書を入手したが、同社職員が偽造したと供述し、その可能性が否定できなかった」ことを挙げていた。これに対し、内閣府再就職等規制監視委員会は「消費者庁が入手した証拠で、十分違反が認定できた」との見解を示している。業務停止命令3カ月の行政処分は、7割が立入検査から6カ月以内で行われている。1年3カ月もかけ、違反認定が書面記載不備などの形式違反では、説明がつかない。(相川優子)

## 消費者からほとんど聞き取らず 違反の疑いある相談、少なく報告

民進党の質問に、消費者庁が回答していた。全国の消費生活センターなどに寄せられたジャパンライフの相談件数は、この10年で1300件を超える。2013年度は156件。2014年度が165件。2015年度も165件ある。

問題の元課長補佐が、ジャパンライフを担当したのは2014年4月から2015年2月ごろまで。この間、2014年9月と10月に文書による行政指導が行われていた。

消費者庁が提出した相談内容の分析では、違反の疑いがあるとされた相談件数は、2013年度は59件。2014年度は55件としている。この数字自体、

すべての相談概要を見なければ、その正当性は判断できないが、当時、元課長補佐は違反の疑いを10件程度とし、わずか2件しか、消費者への聞き取りを行っていなかった。

この理由について、消費者庁は「消費者庁による供述聴取に応じてくれる消費者を確保することが困難だった」と説明しているが、通常では考えられない。相談者の8割が70歳以上の高齢者だが、高齢者の家族からの相談も多く、家族から聞き取ることもできるはずだ。

相談現場に取材すると、消費生活センターなど相談窓口への調査依頼は、

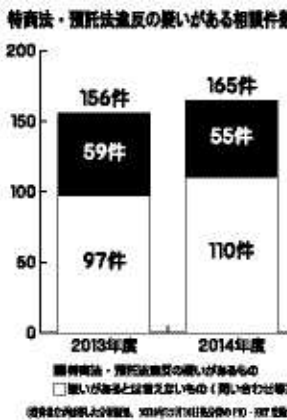
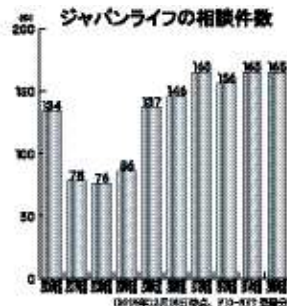
聞き取り調査をしたのかも明らかにすべきだ。このときに聞き取りができたのであれば、行政指導ですませた当時でも聞き取りは可能だったはずだ。

しかも、昨年12月の行政処分違反が認定された勧誘目的不明示(特商法)や書面記載不備(預託法)にとどまらず、不実告知や迷惑勧誘などでも違反が疑われる相談が一定数確認されている。

「違反が少しでも疑われる相談は、できるだけ広く相談者から聞き取って処分につなげる」くらいの姿勢があってしかるべき。天下りを要求するために、あえて、行政指導になるように違反の疑いがある相談件数を少なく報告し、意図的に聞き取りをしなかったのではないかと強く疑われる。

また、昨年12月の行政処分では、預託法は、概要書面の記載不備、備えておくべき書類と同様の記載不備しか認定していない。これらの形式違反であれば、事業者から書面を提出させれば違反を認定できると考えられる。あえて、違反を認定しなかったのではないかと疑念もある。

国家公務員法では、「職務上の不正な行為」をしたり、「相當の行為をしなかったこと」で、営利企業に天下りを要求しその職に就いた場合は、懲役3年の罰則が規定されている(2面囲み参照)。これらの刑罰に該当しないか、検証を求めたい。



原則、文書で行うこととされている。依頼文書が何件あるか明確にすべきだ。

さらに、昨年12月16日に3カ月の業務停止命令を出した行政処分では、2015年1月から3月の事案で違反を認定している。3件の事例で違反を認定しているが、このときは何件の調査依頼をし、何件契約者や関係者から聞

## 消費者庁 組織的隠ぺいに疑念 監視委「消費者庁の証拠で認定できた」

次に、消費者庁は元課長補佐の天下り要求について、なぜ、5カ月近くも調査して違反を認定できなかったのか。組織的に隠ぺいしようとしたのではないかとこの2つ目の疑念も大きくなっている。

消費者庁は、5カ月近くもかけ違反を認定できなかった理由として、「現職中に元課長補佐がジャパンライフトップに面談を求める決裁文書(同い書)

**お問い合わせ窓口**  
株式会社 パロマ 専用相談窓口  
電話 0120-314-552  
受付時間 午前9時～午後6時(土日祝日を除く)  
Eメール http://www.palomaco.jp/

**当該製品の機器型一覧**  
※下記型式を除く(付を各)

<input type="checkbox"/> PH-81F	<input type="checkbox"/> PH-82F
<input type="checkbox"/> PH-101F	<input type="checkbox"/> PH-102F
<input type="checkbox"/> PH-131F	<input type="checkbox"/> PH-132F
<input type="checkbox"/> PH-161F	
<input type="checkbox"/> PA-108FE (東京ガスブランド)	
<input type="checkbox"/> PA-113FE (東京ガスブランド)	
<input type="checkbox"/> PICM-250 (東邦ガスブランド)	
<input type="checkbox"/> KPA-608F (北海道ガスブランド)	
<input type="checkbox"/> KPA-610F (北海道ガスブランド)	
<input type="checkbox"/> KPA-613F (北海道ガスブランド)	

製品側面にある  
機器型式プレートをご確認ください。

機器型式  
ガス機器規格  
COガス用  
00000

定格電圧 単相AC 100V  
定格消費電力 50Hz/60Hz  
3.2kW/3.9kW  
82-08-000001

無償交換またはお引取りについて

当該製品に関しましては、現行の同等製品への無償交換、または1台あたり本体定価の半額(3.7～5万円)をお支払いし、お引取りをさせていただいております。

昭和55年から平成元年まで製造した屋内設置型湯沸器を探しています。該当製品は改造により安全装置が働かず、事故に至る危険性がごさいます。

これまでに多くの皆様をいたたいております。心より感謝申し上げます。

平成18年7月より当該製品の点検・回収等の実施に関するお知らせを掲載しております。現在も継続して点検・回収を実施しております。

当該製品は通常問題なくご使用されている場合でも、改造により安全装置が正常に働かず、かつ停電等により排気ファンが作動しない場合に事故に至る危険性がごさいます。

つきましては、誠にお手数ですが、一度設置されている、または取り外され保管されている湯沸器の型式をご確認ください。当該製品をお持ちのお客様は左記の専用相談窓口、またはお近くのパロマ営業所までご連絡をお願い致します。

※お問い合わせの際は、必ずお名前をおかけし、可能な限りお住居の所在地を明記の上、お電話もしくはメールにてお問い合わせください。

平成二十九年三月十五日 株式会社パロマ (当該製品の見分け方)